



Ⅲ 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度は、日本政策金融公庫(日本公庫)の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、一定の要件を満たす方に対し、貸付を受けた日から最長3年間にわたる利子相当額を一括で助成する制度です。

対象となる貸付制度

日本政策金融公庫 国民生活事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金(マル経)(新型コロナウイルス感染症関連) ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経)(新型コロナウイルス感染症関連)
日本政策金融公庫 中小企業事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特別貸付

助成対象者

事業規模	売上高要件	売上高減少率
① 小規模企業者 (個人事業主、事業性のあるフリーランスを含む)	貸付の申込を行った際の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高※1が、前年、前々年又は3年前※2の同期と比較して右記の減少率を満たしている方※3	要件なし
② 小規模企業者 (法人事業者)		15%以上減少
③ 中小企業者等 (上記①、②を除く事業者)		20%以上減少

※1)最近1か月から遡った6か月間の平均売上高の比較(2020年12月21日改正)
2020年12月21日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。
※2)3年前同期との比較(2021年1月22日改正)
2021年1月22日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。
※3)売上高減少率の要件
業歴が1年1か月以上かつ未満かによって、売上高減少率の算出方法は異なります。なお、業歴1年1か月以上であっても、1年以内に店舗拡大した等の理由から前年の売上高との比較が馴染まない方等は、業歴1年1か月未満として、売上高減少率の判定をすることができます。詳細は「申請の手引き」をご参照ください。

特別利子補給対象となる貸付の上限額※1(2021年9月30日時点)

公的金融機関名	貸付上限額	
	引上げ後※2	引上げ前
日本政策金融公庫 国民生活事業	6,000万円	4,000万円
日本政策金融公庫 中小企業事業	3億円	2億円

※1新規融資と既往債務借換との合計金額となります。
※2貸付上限引上げ日以降に貸付を受けた方が対象となります。



申請の方法

借入を行った日本政策金融公庫より、申請に必要な①～④の書類が郵送されてきます。「郵送」または「オンライン」いずれかの方法で申請をしてください。

- ①特別利子補給助成金交付申請書及び請求書(様式1) ②誓約・同意【別紙1】
③申告書【別紙2】 ④事務局宛て専用封筒

※事務局により、申請内容が交付の要件を満たしているかどうかの審査が行われます。

特別利子補給制度ホームページ(URL) <https://tokubetsu-riho.jp> に掲載されている

「申請の手引き」に申請にあたっての留意事項が記載されておりますので、申請前にご確認ください。

申請期限 令和4年11月30日(火)(当日消印有効)

※オンライン申請の場合は、期限までに申請を完了してください。

お問い合わせ先 / (独) 中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
☎0570-060515 (受付時間:平日・土日祝日 9時～17時)

Ⅳ 令和3年度 京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度

京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の中小企業者等が、事業資金を借り入れられその利子を支払われた場合に、支払った利子の一部を予算の範囲内で補助する制度です。

対象となる中小企業者等の方

下記のすべてに該当する中小企業者の方です

- ①市内に住所を有する個人事業者(市外で事業を行う場合は、京丹後市条例第23条第1項の規定に基づく市民税の納税義務者等である方)または市内に所在地を有する法人事業者の方
②京都信用保証協会の保証対象業種を現に営んでいる方
③市税等(市税・延滞金及び督促手数料)の滞納がない方

対象となる利子は

下記融資制度を利用して借入された際にお支払いになられた利子です。
なお、毎年1月1日から12月31日までに支払われた利子について、翌年の1月に申請を行っていただく必要があります。ただし、初回の利子支払月から起算して、36ヶ月目までが補給対象期間となります。
(令和2年1月29日から令和3年12月31日までに実行された新規の融資の利子が対象)

- ※延長の可能性がありますので京丹後市商工振興課にお問い合わせください。
①京都府中小企業融資制度 ②京丹後市商工業振興融資制度
③政府系金融機関融資制度

補給対象融資の算入限度額は

利子補給の対象となる融資の額(融資残額)は、1億1,000万円です。

補給率と補給限度額は

- 補給率 借入利率のうち0.46%とします。
○補給限度額 1事業者あたり年100万円 (市の他の制度による補給額を含みます。)

申請の方法は

『京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金申請書(株)日本政策金融公庫・その他政府系金融機関等用』及び「誓約書」に必要事項を記入・押印し、借入先金融機関の証明を受けるか、「利息支払証明書」及び「支払済額明細書」を添えて商工振興課(網野町網野385-1ら・ぼーと2階)または市民局へ提出してください。(対象となる借入が複数ある場合は、対象融資ごとに提出して下さい。)

申請期間

令和4年1月4日(火)～1月31日(月)

Ⅴ 令和3年度 京丹後市商工業経営安定利子補給制度

京丹後市商工業経営安定利子補給制度は、市内の商工業者等の方が、事業資金を借り入れられその利子を支払われた場合に、支払った利子の一部を予算の範囲内で補助する制度です。※借入日や初回の利子支払日、借入利率によっては補給の対象外となりますので、以下をよくご確認ください。

対象となる商工業者の方

下記のすべてに該当する商工業者の方です。

- ①市内に住所を有する個人事業者(市外で事業を行う場合は、京丹後市条例第23条第1項の規定に基づく市民税の納税義務者等)又は市内に所在地を有する法人事業者であること。
②京都信用保証協会の保証対象業種を現に営んでいること。
③市税等(市税・延滞金及び督促手数料)の滞納がないこと。

対象となる利子

下記融資制度を利用して借入をされた際にお支払いになられた利子です。
①京都府中小企業融資制度 ②京丹後市商工業振興融資制度 ③政府系金融機関融資制度

なお、毎年1月1日から12月31日までに支払われた利子について、翌年の1月に申請を行っていただく必要があります。

ただし、初回の利子支払月から起算して、60ヶ月目までが補給対象期間となります。(借入月から利子支払をされている場合、平成25年2月以降に借入れをされた融資の利子が対象となります。)

補給対象融資の算入限度額

利子補給の対象となる融資の額(融資残額)は、運転資金・設備資金合計で1億1,000万円です。

補給率と補給限度額は

- 補給率 借入利率のうち2.5%以内。ただし、補給後の末端金利は以下のとおりです。
◆平成28年3月31日以前の借入:末端金利は1.7%とします。
(例えば、借入利率2.4%の場合、1.7%から2.4%までの0.7%分が補給されます。また借入利率が1.7%以下の場合は、補給対象外となります。)
◆平成28年4月1日以降、平成29年3月31日以前の借入:末端金利は1.8%とします。
(例えば、借入利率2.4%の場合、1.8%から2.4%までの0.6%分が補給されます。また借入利率が1.8%以下の場合は、補給対象外となります。)
◆平成29年4月1日以降の借入:補給の対象外とします。
○補給限度額 1事業者あたり年100万円 (市の他の制度による補給額を含みます。)

申請の方法は

『京丹後市商工業経営安定利子補給金申請書(株式会社日本政策金融公庫・政府系金融機関等用)』に必要事項を記入・押印し、借入先金融機関の証明を受けたうえで、提出してください。日本政策金融公庫の場合は、借入先金融機関の証明として「利息支払証明書」及び「お支払済額明細書」を添付してください。(対象となる借入が複数ある場合は、対象融資ごとに提出して下さい。)

申請期間

令和4年1月4日(火)～1月31日(月)

お問い合わせ先 / 京丹後市商工観光部商工振興課 ☎0772-69-0440

※市では、上記の金融支援制度のほか、信用保証料補助制度、商工業振興融資制度、販路開拓や知的財産取得などを対象とした商工業支援補助金などの制度がありますので、ぜひご利用下さい。協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする

京丹後市商工会

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1 TEL.0772-62-0342 FAX.0772-62-3553
大宮支所/TEL.68-0038 網野支所/TEL.72-1863 丹後支所/TEL.75-2222 弥栄支所/TEL.65-3137 久美浜支所/TEL.82-0155
<https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp> ☒kyotango-sci@kyoto-fsci.or.jp